第9回　川越市総合計画審議会　議事要旨

１．開催日時　平成22年10月13日（水）午後3時30分～午後5時00分

２．開催場所　川越市役所　7階7AB会議室

３．出 席 者

梶川、岩﨑、大河内、岡田、小室、櫻井、髙田、長井、山岡、鍋田、牛窪、関口、小野澤、柿田、近藤、吉田、倉嶋、江田、伊藤、井上、中島、野澤、真下、嶋村、關、土橋の各委員

４．会議の概要

１　開会

２　副会長あいさつ（会長代理）

今回の審議会については、事務局から連絡があったように、立原会長のご都合により、本日は自分が代理として議長を務めさせて頂く。不慣れな部分もあるかと思うが、ご協力の程、よろしくお願いしたい。また、自分の仕事の都合により、急な時間変更に対応して頂き、申し訳なかった。本日は、後期基本計画原案の各項目について、ひととおりの審議を行う予定であり、そろそろ終盤に近づいているように思われる。

本日は、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見とご議論をお願いしたい。

３　報告

事務局から配布資料の確認と資料説明が行われ、資料に関連して答申に盛り込む内容について次のような意見交換が行われた。

４　議事

【主な意見交換及び質疑応答】

(1) 第三次川越市総合計画後期基本計画原案に対する意見の集約について

- **「1　後期基本計画の位置付け」**

○特段なし。

- **「2　後期基本計画の名称及び期間」**

○特段なし。

- **「3　社会状況の変化と施策に対する市民の意識」**

○意見の集約（案）「①施策を策定するに当たって、市民満足度調査の結果を活用

する場合は、結果の評価分布だけにとらわれず、世代間の評価の現況に着目するといった見方も考えられたい。」、「②今後市民満足度調査を実施する場合は質問項目数など検討し工夫されたい。」について盛り込むこととする。

- **「4　人口推計」**

〇意見の集約（案）「①人口推移については、高齢者において 65 歳以上で一括りとするのではなく、更に 75 歳以上でも区切るなど状況が把握しやすいような工夫をされたい。」について盛り込むこととする。

- **「5　土地利用」**

○意見の集約（案）「①土地利用構想図は、市民の誤解を生じないよう、表現には留意されたい。」について盛り込むこととする。

- **「6　産業」**

○意見の集約（案）「①産業が市の財政を支えているといった表現を加えられたい。」について盛り込むこととする。

- **「7　小江戸かわごえ重点戦略」**

○事務局の説明についての確認だが、④の「A　雇用創出センターの設置」、「B　子どもの側に立った発想による子育て支援」、「C　駐車場整備」、「D　農業・工業・商業の発展」、「E　花いっぱい運動」、「F　観光環境の整備」が、重点戦略に入る項目という捉え方で良いのか。

・④の冒頭に、「重点戦略の項目において、次の視点からの施策を盛り込まれたい。」ということで記述しているが、A～F については、左側の（9）～（12）のなかの意見を踏まえて、それを具体的に、答申書の中身として、④のような形で記載させて頂きたいと考えている。

○「③重点戦略の項目は、市民満足度調査の結果を踏まえた内容とすべきであり、高齢者対策、障害者対策を含めた福祉対策を取り入れられたい。」とあるが、福祉に関しても、重点戦略のなかに検討して頂ける項目になると解釈して良いのか。

・③については、個別の（5）～（8）の意見を集約したものとなっており、③として答申書のなかに、委員の皆さんのご意見として盛り込むということである。

○上記について理解できた。市民参加と協働については、特に、意見集のなかには出て来ないが、非常に大事な重点項目になると思われる。市長も自治基本条例に取り組まれるということで広報に出ていたが、自治基本条例は、自治体の憲法と言われるくらい非常に重要なものであり、これを取り入れて、5 年間取り組まれたという自治体もあるようなので、川越市でも総合計画のなかに盛り込まれてはいかがだろうか。

・自治基本条例という形ではないが、協働については、資料の 4 ページ以降に記載している。今回記載した内容は今までの審議会のなかで、重点戦略としてご議論頂いたということを取り纏めさせて頂いている。

○資料中の（10）「親がいなくてもしっかりと幸せに生きていける環境整備」とは、どういうことなのか。

○今までは親に対する支援という目線であったが、例えば、子ども手当について、問題意識としては、子ども自身が社会のなかできちんと成長できるような仕組みをつくる、という切り口から議論されて来たと理解している。子どもがどのような環境に生まれたとしても、子ども自身が、しっかりとその社会のなかで成長できるような環境整備を整えて行こうとする、今までとは少し違った視点から議論すべきではないか、という主旨で発言したものである。
○「①重点戦略の掲載順について、『快適で安心できるくらしづくり戦略』を一番最初とされたい。」については、あくまで個人的な意見を述べたものであるので、委員の皆様にご議論頂き、順番はどこに入れて頂いても構わない。
○①については、市に一任することとする。
○④「B　子どもの側に立った発想による子育て支援」について、分かりにくいところがあるかと思うので、文言の表現の工夫をお願いしたい。文言については、お任せする。
・次回までに、事務局のほうで、修正させて頂きたい。
○上記について、子どもだけが突出したような表現にも見受けられ、親子や家族が子育ての核になると思われるので、その点も含めた文言修正にしてはいかがだろうか。
・新しい意見が出された場合には、委員の皆様の承認を頂いたほうが良いと思われる。
○委員の皆様の過半数の挙手となったので、「親子」や「家族」という表現は使わず改めて、④「B　子どもの側に立った発想による子育て支援」の文言について、検討して頂くこととする。
○「②　重点戦略と分野別計画の各施策との関連一覧表の追加等について検討されたい。」について、市としては、どのように考えておられるのか確認をさせて頂きたい。
・小江戸かわごえ重点戦略と分野別計画の各施策の関連については、分野別の各施策をベースに、特に重点的に取り組もうとするものを、小江戸かわごえ重点戦略として位置付けております。両者の関連付けにつきましては、市民に分かりやすい計画づくりを心掛け、検討したいと考えます。
○④「A 雇用創出センターの設置」については、地域の資源を有効に活用した仕事探しということで、街づくりのなかでも力を発揮すると思われるので、是非、盛り込んで頂いたほうが良いと思われる。
○③について、福祉対策とまとめてあるが、もう少し広く、社会保障という意味合いで、取り入れたほうが良いのではないかと思われる。
○③について、「障害者対策」とあるが、表記として現在は「障がい者」を用いている自治体が多いようであるが、川越市ではどのように対応されているのか。
・現在、市の組織のなかでも「障害者福祉課」という部課があるが、害は漢字で表記している。今後、具体的に、法律等でそのような対応があれば、市でも必然的

に表記を変更するが、害という字が悪いという認識はしていない。
・事務局のほうで、「社会保障」という表現で検討させて頂くこととする。
○④の A～F については、特にご意見が無いようなので、表現は事務局で検討し、いずれも盛り込むこととしたい。

➢ **「8　分野別計画　共通章」**

○「②市民参加や協働を推進するに当たっては、地域内分権を視野に取り組まれたい。」について、可能であれば、「住民主権」という文言も入れて頂きたい。
○上記の意見について、あまりにも縛るような言葉の表現は避けたほうが良いと思われる。自由な市民活動が損なわれるようなイメージがある。
○「①『協働』においては、行政、市民及び各種団体がお互いに対等であることを認識するとともに、若者をはじめ多くの市民の参加が図れるよう施策を推進されたい。」、「②（省略）」について、このままの表現で良いと思われる。先日、訪れた自治体では、②について、「地域内主権」という表現を使っていたが、あまり深く突き詰めた表現にしてしまうと縛られてしまう懸念がある。
○「地域内分権」という言葉を取り入れる際に、冊子の巻末に説明書きは入るのか。説明書きがある場合は、今の意見の意味合いが説明に含まれていればよい。
・全体を整理して巻末に付記するか、該当ページの下に入れるかは未定であるが、新しい言葉については、注記として章の中に入れて説明する予定である。
○①の意見の集約（案）を盛り込むこととする。
○②については、「住民主権」という言葉を追記せずに、そのままの表現で盛り込むこととする。
○「③PDCA サイクルのマネジメントサイクルを早急に構築されたい。」について、別紙で意見として提出させて頂いたが、「そのためにも、行政の成果とは何かをきちんと定義づけ、共有する必要がある。」という内容を追加して頂きたい。
○PDCA は仕事を行う上で基本中の基本であり、今行っている業務をどのように改善して行くか、ということで行政でも取り入れて行かざるを得ないものであると思われるので、是非、取り入れて頂きたい。
○行政における成果と PDCA についての意見が出されたが、改めて、行政における成果については、地方自治法の冒頭に「住民の福祉の向上」ときちんと謳われているので、そのような視点から見た判断が求められるのではないだろうか。考え方として述べさせて頂く。
○③については、内容を追加せずに、そのままの表現で盛り込むこととする。
○意見の集約（案）「④経営収支比率の目標値については、目標達成のための施策との関連付けを図るとともに、確実に検証を行われたい。」を盛り込むこととする。
○意見の集約（案）「⑤共通章の施策を踏まえた分野別計画づくり、共通章と分野別計画との整合性に留意されたい。」を盛り込むこととする。
○意見の集約（案）「⑥庁舎建設については、人口減少や電子化の進展といった点

に留意し、施設規模等を慎重に検討されたい。」を盛り込むこととする。
○意見の集約（案）「⑦現在すすめられている大東地区における公共施設建設計画については、具体的に『大東市民センター』と記述されたい。」を盛り込むこととする。
・⑦について盛り込む場合、「（仮称）大東市民センター」とさせて頂きたい。
○「⑧効率的な社会資本整備の推進に当たっては、小学校の統廃合も含め様々な角度から検討されたい。」についても、別紙で提出させて頂いたが、「ただし、統廃合には十分な教育的配慮と保護者・地域の理解が必要であり、慎重な検討を求める。」という内容を追加して頂きたい。
○今のご意見はあまり意味がないように思われる。文言を追加せず、このままの表現が宜しいかと思う。
○先ほどの重点戦略のなかに、子育て支援を盛り込んでいるにも関わらず、社会資本整備の効率性という観点から地域の子育て拠点の一つである小学校の統廃合をわざわざ答申に盛り込むということは、果たして委員の皆様の総意なのだろうか、⑧自体を盛り込むか盛り込まないかも含めて再度、議論をされたほうが良いのではないかと思われる。
○議論を行う際に、具体的に、統廃合を検討されている学校があるのかどうかをご説明頂き、判断の材料とさせて頂きたい。
・児童生徒数を基に統廃合の検討を行っているが、今のところ、統廃合を考えている学校はない。
○⑧について、総合的に考える必要があると思われるので、このような表現について、いかがなものだろうかと感じている。
・原案のｐ41①に「効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。」とあり、小学校の統廃合という形では謳っていないが、基本的に社会資本、公共施設の更新を行って行くという表現となっている。ここでは、小中学校、本庁舎、文化会館等も含めての社会資本、公共施設の整備・更新ということで記載している。
○⑧の文章を残すとすれば、「小中学校の統廃合も含め」を削除すれば良いのではないだろうか。
・恐らく、⑧の「小中学校の統廃合も含め」という表現は、原案 p40 の「川越市にある学校等が非常に老朽化しており、ここ 10、20 年の間に更新の時期を迎える。」という内容を受けて、強い視点が必要であるという意味で踏み込んだ表現であると思われるので、「小中学校の統廃合も含め」を取るのであれば、盛り込まないということで良いだろうか。
○⑧については、盛り込まないこととする。
○意見の集約（案）「⑨受益者負担については、画一的に捉えることのないよう慎重に検討されたい。」を盛り込むこととする。

○意見の集約（案）「⑩財源の確保に当たっては、公共用地の活用の検討もされたい。」を盛り込むこととする。
○意見の集約（案）「⑪電子市役所の推進のため、市民の IT 技術の向上と指導者の育成に努められたい。」を盛り込むこととする。
○「⑫政令指定都市への移行を推進されたい。」については、答申に入れるかどうかというところで違和感を感じる。というのも、平成 37 年の川越市の推計人口が 32 万 5 千 400 人と人口減少社会になって来るなかで、政令指定都市への移行を進めるということは、非現実的であるように思われ、盛り込む必要があるのか疑問を感じる。
○恐らく、これは川越市だけではなく、周辺の市町村との合併も含めての政令指定都市ということになるのではないだろうか。政令指定都市になるメリットやデメリットはどういうものがあるのか、大変大きな問題であると思われる。
○現状は、合意が出来ている問題ではないのでは、と率直に感じているところである。
○政令指定都市への移行は、市長のマニフェストでもあり、盛り込むべきであると考える。これからは、どこの市町村も合併せざるを得なくなり、やがては道州制への途中経過ということで避けて通れないものであり、川越市のみではなかなか成り立たなくなるのではないだろうか。
○非常に大きな課題なので、むしろ住民に賛否を問うなどの同意等も視野に入れたほうが良いのではないだろうか。
○市長がマニフェストに入れているから、盛り込むというのでは、審議会で議論をする意味がなく、現時点で議論が尽くされていないのに、盛り込むというのは、非常に無責任であると思われ、盛り込む必要はないと考えている。
○仮に、⑫を入れた場合の前期総合計画との整合性ということで、後期基本計画の扱いはどうなるのか。
・基本的に「政令指定都市」という文言が前期基本計画に出て来ないなかで、整合性については、近隣市町村との連携強化を行うということで、後期計画に「政令指定都市」という文言を取り入れるまでには、現段階では、いくつかのハードルやステップがあるように思われる。
○地域内分権を進めるにあたり、コンパクトなエリアでの権限の委譲が重要という認識をしている。今後、川越市で合併等を視野に入れ、スケールを大きくして行くことが現在の川越市の力量から見て、メリットになるのか、デメリットになるのかということを考えた場合、かなり荷が重いという印象がある。川越市は現状の中で、適切な規模にあるのではないだろうか。
○過半数の意見により、⑫については、盛り込まないこととする。
○共通章について、集約したなかに、市民センター構想が省略されているようであるが、確認をさせて頂きたい。
・意見の集約案 p17、「⑦（地区）市民センター構想について、明確に計画の中に位

置づけられたい。」で触れているので、その際にご確認頂きたい。集約案 p5 で取り挙げた大東市民センターはハード（建物）としての捉え方であり、制度としての市民センターは、集約案 p17、「地域社会と市民生活」のなかで記載しているということで分けている。

(2) その他

答申書案の作成にあたり、本日の意見集約案の議論を踏まえて事務局で文章的な整理を行い、纏めさせて頂きたい。意見集約案に対する意見シートを配布させて頂くので、ご指摘の点等があれば、シートにご記入をお願いしたい。

(3) 今後の日程

次回の会議は、10 月 25 日（月）午前 9:30～を予定している。会場については、川越市市民会館で開催させて頂きたい。

５ 閉会